

議 事 録

1. 日 時 令和元年 5 月 10 日 (金) 午後 2 時 00 分～

2. 場 所 四万十市役所 議員協議会室 6 階

3. 出 席 者

農業委員会事務局

農業委員会事務局長：篠田 幹彦

農業委員会事務局長補佐：吉田 貴浩

農業委員会事務局係長：中山 珠美

事務局：宮川 昭人

事務局：永野 ほのか

事務局：室津 康志

4. 議 案

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可について (1 番～7 番)

第 2 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請進達について (1 番)

第 3 号議案 非農地証明書の交付について (1 番～11 番)

第 4 号議案 農用地利用集積計画 (案) について (1 番～2 番)

第 5 号議案 農用地利用配分計画書 (案) について (1 番～4 番)

○ 事務局

只今から「四万十市農業委員会 5 月総会」を開会いたします。

本日の欠席委員は、議席番号 1 番の篠田新生委員、議席番号 2 番の桑原宏文委員、議席番号 19 番の畠中温喜委員です。

本定例会は「農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項の規定」により、在任委員の過半数が、出席しなければ開くことが出来ない事となっております。

本日の出席委員数は、19 名中 16 名の出席となりますので、会議は成立しております。

推進委員は、山口昇委員、竹村光一委員より欠席の報告がありました。

それでは、「四万十市農業委員会総会会議規則第 6 条の規定」により、議長は農業委員会会長が務める事となっておりますので、福留会長に以降の議事の進行をお願いいたします。

◆議 長 (福留会長)

それでは、本日の会議を開催いたします。議事録は事務局にお願いしまして、議事録署名委員さんは、議席番号 9 番 山本官委員と議席番号 10 番 芝順子委員にお願いします。

◎それでは、第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について、議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○ 事務局

1 番について説明 (川登)

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による申請について説明いたします。議案書は 2 ページ及び 3 ページになります。

番号 1。土地の表示は、川登 神ノ原、2295 番 1、登記地目、現況地目ともに田、面積は 198 m²、ほか 2 筆、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。

譲受人は、農作業暦 33 年の 60 歳の兼業農家で、このたび売買を行う申請となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラック、耕運機を所有しているとのことです。通作距離につきましては、自宅から約 3 分の距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、40a ですので問題ありません。また、耕作状況は、いままでと変わりなく耕作するということですので周辺の農地に与える影響などはありません。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

2 番について説明 (川登)

続きまして番号 2。土地の表示は、川登 神ノ原 2299 番、登記地目、現況地目ともに田、面積は 469 m²、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。譲受人は、農作業暦 30 年の 57 歳の兼業農家で、このたび売買を行う申請となっております。労働力は、譲受人のみとなっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラック、耕運機を所有しているとのことです。通作距離につきましては、自宅から約 15 分の距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、43a ですので問題ありません。また、耕作状況は、いままでと変わりなく耕作するということですので周辺の農地に与える影響などはありません。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

3 番について説明 (川登)

続きまして番号 3。土地の表示は、川登 神ノ原 2296 番、登記地目、現況地目ともに田、面積は 796 m²、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。譲受人は、農作業暦 20 年の 43 歳の兼業農家で、このたび売買を行う申請となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴 20 年の父と母の 3 人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラック、耕運機を所有しているとのことです。通作距離につきましては、自宅から約 40 分の距離となっておりますが、譲受人の勤め先が川登で、管理することが難しい譲渡人に代わり耕作していくということですので、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、109a ですので問題ありません。また、耕作状況は、いままでと変わりなく耕作するということですので周辺の農地に与える影響などはありません。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

4 番について説明 (田野川)

続きまして番号 4。土地の表示は、田野川 小樽谷乙 384 番、登記地目、現況地目ともに畑、面積は 99 m²、ほか 2 筆、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。譲受人は、農作業暦 0 年の 38 歳の兼業農家で、このたび売買を行う申請となっております。労働力は、譲受人と農作業歴 0 年の妻の二人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、軽トラック、耕運機を所有しているとのことです。通作距離につきましては、自宅から約 15 分の距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、82a ですので問題ありません。また、耕作状況は、いままでと変わりなく耕作するということですので周辺の農地に与える影響などはありません。

以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

5 番・6 番について説明 (大用)

続きまして、5 番と 6 番につきましては、譲受人が同じなのでまとめて説明いたします。番号 5、土地の表示は、大用 枯松 187 番、登記地目、現況地目ともに田、面積 148 m²、他 11 筆、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。番号 6、土地の表示は、大用 三島 247 番、登記地目、現況地目ともに田、面積 757 m²、ほか 1 筆、申請理由は使用貸借権の設定で、申請者は議案書のとおりです。譲受人は、農作業暦 40 年の 68 歳の農家で、このたび売買及び使用貸借権の設定を行う申請となっております。労働力は譲受人と農作業歴 30 年の妻の二人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機

をリース、軽トラック、管理機を所有しているとのこと。通作距離につきましては、自宅から約5分の距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、31a ですので問題ありません。また、耕作状況は、いままでと変わりなく耕作するということですので周辺の農地に与える影響などはありません。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

7番について説明（西土佐藤ノ川）

続きまして、番号7。土地の表示は、西土佐藤ノ川 落合 373 番 2、登記地目、現況地目ともに田、面積は 468 m²、申請理由は売買で、申請者は議案書のとおりです。譲受人の住所は高知市となっていますが、数年前より藤ノ川へ週に5日程度、父母と居住しており、父名義の農地をともに耕作しているということで、先月も3条申請をして、許可となっております。譲受人は、農作業歴5年の60歳の農家で、このたび売買を行う申請となっております。労働力は、譲受人と、農作業歴40年の父と母の二人となっております。農機具につきましては、トラクター、コンバイン、田植え機、管理機を所有しているとのこと。通作距離につきましては、自宅から約5分の距離となっており、効率的に耕作していくものと認められます。下限面積につきましては、231a ですので問題ありません。また、耕作状況は、いままでと変わりなく耕作するということですので周辺の農地に与える影響などはありません。

以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号8番 弘田委員（大川筋地区担当）

8番大川筋の弘田です。番号1、番号2、番号3の土地については同じところですので、一緒に4月23日に推進委員の武井さんと確認に行きました。土地の現状は水にもつかりやすいようで、今は休耕地のような状態になっています。譲受人は土木事業をしております、土地を整備してハウス栽培などをしたいそうです。周囲に対して何も影響はありませんのでよろしくお願いします。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区地区担当）

23日に一緒に同行し確認しましたが、今説明があったとおりで全然問題ありません。

◆議長（福留会長）

1番から3番は一緒ということですね。

◇議席番号8番 弘田委員（大川筋地区担当）

1番から3番までを一緒に説明しました。

◇武井委員（大川筋・後川地区地区担当）

同じです。

◆議長（福留会長）

それでは「4番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号9番 山本委員（後川地区担当）

9番の山本です。4月27日に武井委員さんと譲渡人と譲受人の双方の代理人であります行政書士と会いまして、現地確認と聞き取り調査を行いました。譲受人は田野川乙に住宅を建てるため土地を取得するんですが、ほとんどが山林、原野です。その中に農地があつて今回取得するものです。現地は栗、柿、びわ等の果樹が植わっている所で、それらは今後作っていくとのこと。何ら問題は無いものと思います。

◆議長（福留会長）

正木委員さんから、意見などはございませんか？

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

譲受人に会いまして話を聞くと野菜も作るとのことでした。土地を少し埋めなければならないところがあり、土を入れ替えるということでやる気がありますので、問題はないと思います。よろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区地区担当）

山本委員から説明のあったとおり現地確認をしました。全く問題はありません。以上です。

◇宮地委員（中村・具同・東山地区担当）

27日に本人、奥さんと話をしました。栽培暦0年ですが、本人は大根、きゅうり、トマトなど季節の野菜を作りたいということで、一部柚子などの果樹も植えたいということでした。機械は共有しているということですが、三原に住んでいる叔父さんから借りるということでした。栽培技術については叔父であったり友人がハウスをしているので習いながらやっていくということです。

以上です。

◆議長（福留会長）

「5番・6番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号11番 伊勢脇委員（富山地区担当）

11番富山地区担当区 伊勢脇です。4月25日代理人の行政書士立会いのもと現地確認をいたしました。5番の申請理由は売買ですが、譲渡人は元々地元出身で高校卒業後から埼玉県に住んでおり、こちらの土地を処分したいということで、譲受人は今回稲作を行いたいということです。農機具は事務局の説明どおりで問題ありません。議案6番ですが、議案5番の隣地であり、譲受人は今まで同様作っていくとのこと。問題はありません。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇東委員（富山・蕨岡地区担当）

全く問題ありません。

◆議長（福留会長）

「7番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号7番 遠地委員（藤ノ川地区担当）

事務局の報告どおりです。住所が高知市内ですが、家庭の事情で代えていないだけで昨年退職されて就農しており、徐々に田んぼも広げており、申請地も今までどおり作っていくということで問題はありません。よろしく

お願いします。

◆議長（福留会長）

竹村推進委員さんは欠席ですので省略します。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さんまたは推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請につきまして、一括採決をいたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第3条の規定による許可申請につきまして、原案のとおり許可することといたします。

◎続きまして、第2号議案の農地法第4条の規定による許可申請進達について議題といたします。

それでは、事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

1番について説明（津蔵淵）

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達について説明いたします。

番号1につきましては、4月25日、会長と事務局で現地に向かい、八束地区担当の加用委員と申請代理人立会のもと現地確認を行いました。お手元のタブレットの1ページ及び前のスクリーンをご覧ください。

この度、一般住宅に転用するという申請になります。場所につきましては、津蔵淵のバス停留所から北へ100mほどのところにある農地一部宅地です。一部宅地というのは隣地から申請地の一部にかけて家が建っており、今回老朽化のため取り壊し、申請地の上に家を新築するものです。申請地の西側は道路、南側及び東側は宅地、北側は農地ですが所有者からは同意を得ております。排水に関しましては、合併浄化槽を経て、敷地内に埋めたパイプにより道路にある既設排水路へ接続して排水する計画となっております。申請地は、10haの広がりがないその他の農地で、第2種農地にあたり、第3種農地に立地困難な場合には転用が許可できる土地ということであり、以上のことから転用許可については適当であると考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号4番 加用委員（八束地区担当）

4月25日会長、事務局とともに現地調査を行いました。先ほどの事務局の説明どおりで何ら問題はありません。よろしく申し上げます。以上です。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇小野委員（下田・八東地区担当）

問題ないと思います。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農地法第4条の規定による許可申請進達につきまして、原案のとおり許可進達することといたします。

◎続きまして、第3号議案 非農地証明書の交付について、議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

○事務局

1番について説明（竹屋敷）

第3号議案 非農地証明書の交付について説明します。議案書は5ページ及び6ページになります。番号1番。土地の表示は、竹屋敷 上ミイカダ、98番、登記地目は田、面積は938㎡、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号1につきましては、4月25日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、富山地区担当の伊勢脇委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの3ページ及び4ページをご覧ください。

申請地は竹屋敷で、竹屋敷集会所から北に約900メートルの場所になります。申請によると、申請地は昭和43年頃に植林し、現在では山林になっているとのことです。申請地は、人工的に手を加えてから15年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。

以上により非農地証明については適当と考えます。

2番について説明（西土佐藤ノ川）

続きまして番号2。土地の表示は、西土佐藤ノ川 大向山、932番4、登記地目は畑、面積は546㎡、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号2につきましては、4月23日、副会長、事務局で現地に向かい、申請人と、芝 順子委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの5ページ及び6ページをご覧ください。申請地は西土佐藤ノ川で、藤ノ川簡易郵便局から西に約50メートルの場所になります。申請によると、申請地は、昭和35年頃より耕作放棄し、現在では山林になっているとのことです。申請地は、耕作放棄してから10年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。

以上により非農地証明については適当と考えます。

3番について説明（江ノ村）

続きまして番号3。土地の表示は、江ノ村 ヲカヤシキ、876番1、登記地目は田、面積は442㎡、申請者、申

請事由は議案書のとおりです。番号3につきましては、4月25日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、東中筋地区担当の清水委員立会いのもと現地確認を行いました。

現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの7ページ及び8ページをご覧ください。申請地は江ノ村で、間のインターチェンジから西に約700メートルの場所になります。申請によると、申請地は平成4年5月に宅地となり今日に至っているとのことです。申請地は、人工的に手を加えてから15年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。

以上により非農地証明については適当と考えます。

4番について説明（江ノ村）

続きまして番号4。土地の表示は、江ノ村 ヲカヤシキ、884番1、登記地目は田、面積は544㎡のうち31.22㎡、申請者、申請事由は議案書のとおりです。

番号4につきましても、4月25日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、東中筋地区担当の清水委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの9ページ及び10ページをご覧ください。申請地は江ノ村で、番号3の申請地の南西の農地です。申請によると、申請地は平成4年5月に公衆用道路となり今日に至っているとのことです。申請地は、人工的に手を加えてから15年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。

以上により非農地証明については適当と考えます。

5番について説明（具同）

続きまして番号5。土地の表示は、具同 ヲキ、2728番1、登記地目は畑、面積は166㎡、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号5につきましては、4月25日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、具同地区担当の正木委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの11ページ及び12ページをご覧ください。

申請地は具同で、フジグラン四万十から西に約200メートルの場所になります。申請によると、申請地は平成7年1月に倉庫を建築し、宅地となり、今日に至っているとのことです。申請地は、人工的に手を加えてから15年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。

以上により非農地証明については適当と考えます。

6番について説明（楠島）

続きまして番号6。土地の表示は、楠島 平太郎、2790番1、登記地目は畑、面積は98㎡、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号6につきましては、4月25日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、東中筋地区担当の清水委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの13ページ及び14ページをご覧ください。

申請地は楠島で、県立中村高等技術学校から南西に約1キロメートルの場所になります。申請によると、申請地は平成元年頃に耕作放棄し、平成5年頃に山林となり、今日に至っているとのことです。申請地は、耕作放棄してから10年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。

以上により非農地証明については適当と考えます。

7番について説明（鵜ノ江）

続きまして番号7。土地の表示は、鵜ノ江 ヲキダ、974番2、登記地目は田、面積は45㎡、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号7につきましては、4月25日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、大川筋地区担当の弘田委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの15ページ及び16ページをご覧ください。

申請地は鵜ノ江で、鵜ノ江のトンネルから西に約600メートルの場所になります。申請によると、申請地は平成10年頃に船小屋を建築し、宅地となり、今日に至っているとのことです。申請地は、人工的に手を加えてか

ら15年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。

以上により非農地証明については適当と考えます。

8番について説明（大用）

続きまして番号8。土地の表示は、大用 枯松、194番2、登記地目は原野、面積は479㎡、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号8につきましては、4月25日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、富山地区担当の伊勢脇委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの17ページ及び18ページをご覧ください。

申請地は大用で、大用小学校から南に約200メートルと、大用小学校から約900メートルの場所になります。申請によると、194番2、1093番口につきましては平成3年頃より耕作放棄、平成8年頃より原野となり今日に至り、925番につきましては、昭和60年9月5日より宅地となり、今日に至っているとのことです。申請地は、耕作放棄してから10年以上経過している農地及び人工的に手を加えてから15年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。

以上により非農地証明については適当と考えます。

9番について説明（右山天神町）

続きまして番号9。土地の表示は、右山天神町270番、登記地目は畑、面積は112㎡、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号9につきましては、4月25日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、中村地区担当の岡崎委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの19ページ及び20ページをご覧ください。申請地は右山天神町で、中央公民館から南に約200メートルの場所になります。申請によると、申請地は平成2年に家屋を新築し、今日に至っているとのことです。申請地は、人工的に手を加えてから15年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。

以上により非農地証明については適当と考えます。

10番について説明（国見）

続きまして番号10。土地の表示は、国見 下ワダ584番1、登記地目は田、面積は235㎡、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号10につきましては、4月25日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、東中筋地区担当の清水委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの21ページ及び22ページをご覧ください。

申請地は国見で、東中筋中学校から北に約100メートルの場所になります。申請によると、申請地は平成5年に建物を建築し、宅地として継続的に利用されているとのことです。申請地は、人工的に手を加えてから15年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。

以上により非農地証明については適当と考えます。

11番について説明（楠島）

続きまして番号11。土地の表示は、楠島 カイセン2087番、登記地目は田、面積は3240㎡、申請者、申請事由は議案書のとおりです。番号11につきましても、4月25日、会長、事務局で現地に向かい、申請代理人と、東中筋地区担当の清水委員立会いのもと現地確認を行いました。現地写真等につきましては、前のスクリーンとお手元のタブレットの23ページ及び24ページをご覧ください。

申請地は楠島で、東中筋中学校から北に約750メートルの場所になります。申請によると、申請地は平成5年4月に土地を購入し、1年後に倉庫を建て、4年後に居宅を建てたそうです。倉庫、居宅の他、材木などの建築資材を置く場所としても利用してきたとのことです。申請地は、人工的に手を加えてから15年以上経過している農地であり、農地への復元は困難な土地と判断しました。

以上により非農地証明については適当と考えます。以上です。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番8番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号11番 伊勢脇委員（富山地区担当）

議案1番について説明します。4月25日会長、事務局、申請代理人と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで50年余り植林となっており、とても農地への復元は不可能と思いますのでよろしくお願いします。続いて8番ですがこちらの方も雑木林となっており、農地への復元は不可能と思います。あと字ドヲノダバについては昭和60年に家を建て現在に至っており、こちらもよろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

「2番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号7番 遠地委員（藤ノ川地区担当）

事務局の説明どおりです。周辺への影響ありません。よろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

「3番4番6番10番11番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号13番 清水委員（中筋・東中筋地区担当）

4月25日会長、事務局、申請代理人と現地確認を行いました。事務局の説明どおりで問題はありません。よろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

「5番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号15番 正木委員（具同地区担当）

4月25日現地確認を行いました。事務局の説明どおりですすでに倉庫が建っており、農地には戻らないということで非農地が適当ということです。よろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

「7番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号8番 弘田委員（大川筋地区担当）

ここは小屋を建てる際に本人が申請をしていたものと勘違いをされていてそのままになっていたそうです。最近そのままになっていることを知って今回あらためて申請をしたもので、周りに耕作地も無く何も問題はありませぬのでよろしくお願いします。

◆議長（福留会長）

「9番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号16番 岡崎委員（中村地区担当）

事務局の説明どおりで現在は空家となっており、全く問題はありませぬ。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第3号議案 非農地証明書の交付について、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

## 《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、非農地証明書の交付につきまして、原案のとおり交付することといたします。

◎続きまして、第4号議案 市長より諮問のありました農用地利用集積計画（案）について議題といたします。それでは事務局の説明をお願いいたします。

### ○ 事務局

それでは、第4号議案の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の申請について、四万十市農用地利用集積計画書（案）を策定しましたので、説明いたします。議案書は7ページ、一覧表は7-1ページになります。

それでは1番を説明いたします。借受人は古津賀地区において、主に水稲を栽培している認定農業者です。今回の申請は、更新の申請となります。申請地については、貸付人は8名、古津賀南仁王丸2711番 他13筆で、合計面積は20,495.96㎡です。場所につきましては、お手元のタブレットの25～27ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は貸借権の設定で10a当たり米1俵分の現物となっております。期間は、公告日から令和21年5月9までの20年間となっております。

以上、1番の借受人は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、農用地全てにおいて農地を有効に活用することが見込まれますので、利用集積計画案により利用権設定を行いたいと考えております。

続きまして2番の説明に移りますが、借受人が高知県農業公社ですので、農地中間管理事業にかかる案件となります。本議案では貸付人が農地中間管理事業を利用することについての是非を審議することになります。議案書は同じく7ページ、一覧表は7-1、7-2ページになります。

それでは2番を説明いたします。借受人は高知県農業公社で、貸付人4名で議案書のとおりです。申請地は、楠串屋式201番イ 他41筆で、合計面積は13,987㎡です。場所につきましては、お手元のタブレットの28ページ及び前のスクリーンをご覧ください。利用権の種類は、使用貸借権の設定となっております。期間は、公告日から令和4年5月9日までの3年間となっております。以上です。

### ◆議 長 （福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番の関係委員さん」お願いします。

### ◇議席番号17番 尾崎委員（東山地区担当）

17番尾崎です。申請人は古津賀で稲作を10ヘクタール余り作っている認定農業者です。4月24日日本人と会い農地を見せてもらいました。すべて適確に耕作しており問題はありません。よろしくお願いします。

### ◆推進委員さんから、意見などはございませんか？

宮地委員（中村・東山・具同地区担当）

特にありません。

### ◆議 長 （福留会長）

「2番の関係委員さん」お願いします。

### ◇議席番号8番 弘田委員（大川筋地区担当）

武井推進委員と現地確認をしました。問題なく耕作されていまして。問題は無いものと思います。よろしくお願いします。

### ◆議 長 （福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

別にありません。

◆議 長 （福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を告げてから質問をお願いいたします。

◆議 長 （福留会長）

伊勢脇委員。

◇議席番号 11 番 伊勢脇委員（富山地区担当）

11 番伊勢脇です。2 番の利用集積計画で作物が野菜となっているがどんな野菜をつくるのか？

◆議 長 （福留会長）

「2 番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 8 番 弘田委員（大川筋地区担当）

色々な野菜ですが、ショウガ、サトイモを中心にグループ会社で土地に合わせて作って行きます。

◆議 長 （福留会長）

伊勢脇委員いいですか。

◇議席番号 11 番 伊勢脇委員（富山地区担当）

はい。

◆議 長 （福留会長）

他にご意見、ご質問はございませんか。

~~~~ 異議なし ~~~~

◆議 長 （福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第 4 号議案 農用地利用集積計画（案）につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用集積計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

◎続きまして、第 5 号議案 市長より諮問のありました農用地利用配分計画（案）について議題といたします。それでは事務局の説明をお願いします。

○ 事務局

第 5 号議案の農用地利用配分計画案について説明いたします。議案書は、8 ページになります。本議案については、高知県農業公社に中間管理権を設定した農地を、地域のどの耕作者に転貸するか、また転貸される耕作者の選定が適切であるかどうかをお諮りするものです。それでは、議案書の 8-1 ページをご覧ください。こちらが農用地利用配分計画の案となります。左側に農地の出し手と農地の詳細が記載され、右側が貸付先の耕作者になります。今回、配分計画を立てる農地は次の番号 1~4 になります。番号 1~4 は同じ地区であり地権者の意向、条件、内容につきましても同様の内容となっておりますので併せて説明させていただきます。場所は四万十市楠字串屋式 201 番イ 他 41 筆、合計面積は 13,987 m²です。右側の貸付先ですが、議案書記載のとおり法人である農業者に転貸する案となっております。この農業者は、平成 30 年度の人農地プラン検討会を経て、地域の担い手として登録された経営体です。農地の位置・現況等についてですが、お手元のタブレットの 28 ページ及び前のス

クリーンをご覧ください。今回の農業者が選定された理由につきましては、議案書 8-2 ページをご覧ください。農地中間管理事業において、農地の配分を検討する際は、農地中間管理機構に農地の受け手として登録している経営体全員に順位をつけ、評価の高い経営体を選定することとなっております。その選定経緯を示したものがこの借受選定理由書です。このうち、この地域で農業経営を行っている借受希望者は最上位の借受者のみで、昨年からの借受者の者がこの対象農地を耕作しており、また貸付者の意向としましても最上位のこの借受者を希望しておりますので、議案書のとおり同経営体を貸し付け相手先として提案いたします。

◆議長（福留会長）

ただいま事務局の説明が終わりました。続きまして、関係委員さんのご意見をお伺いします。

「1番～4番の関係委員さん」お願いします。

◇議席番号 8 番 弘田委員（大川筋地区担当）

8番大川筋の弘田です。この土地は法人化した若い人たちのグループで住民や周辺の土地の人たちも協力しながら耕作していて大変努力をしています。よろしくをお願いします。

◆議長（福留会長）

推進委員さんから、意見などはございませんか？

◇武井委員（大川筋・後川地区担当）

（弘田委員と）同じです。

◆議長（福留会長）

以上で関係委員さんのご意見が終わりました。他の委員さん、または推進委員さんでご意見、ご質問はございませんか、質問のある方は議席番号と、名前を言ってから質問をお願いいたします。

◆議長（福留会長）

ご意見、ご質問はございませんか。

～～～ 異議なし ～～～

◆議長（福留会長）

ご意見・ご質問が無いようですので、第5号議案 農用地利用配分計画（案）につきまして、一括採決いたします。原案に賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

◇農業委員

《全員挙手》

ありがとうございました。全員の賛成によりまして、農用地利用配分計画（案）につきまして、これを適当と認め、答申することといたします。

◎続きまして、委員の皆さんの方から何かございませんか。事務局の方から何かありませんか。

○ 事務局

・形状変更届の報告

形状変更の届が5件出ておりますので報告いたします。議案書は9ページになります。変更届につきましては、本市の農地の形状変更取扱要領第3条により届けを受理した場合には農業委員会総会で報告することとされておりますので、本日、報告するものです。それでは報告いたします。番号1、土地の表示は、川登 キクソヲ 3071番、登記地目田、面積は558㎡、ほか6筆で、申請者は議案書のとおりです。番号2、土地の表示は、川登 ヨコタ 2988番、登記地目田、面積は337㎡、ほか2筆で、申請者は議案書のとおりです。番号3、土地の表示は川登 コバシ 3106番、登記地目畑、面積は161㎡で、申請者は議案書のとおりです。番号4、土地の表示は川登 コバシ 3118番、登記地目畑、面積は95㎡、ほか1筆で、申請者は議案書のとおりです。番号5、土地の表示は川登 コ

バシ 3126 番、登記地目畑、面積は 52・m²で、申請者は議案書のとおりです。申請事由は、5 件とも水田耕作から柑橘類に作物を変更するためとのことです。変更期間は、番号 1、番号 2 につきましては、平成 31 年 4 月 20 日から令和 2 年 2 月 1 日、番号 3、番号 4 につきましては、令和元年 5 月 20 日から令和 2 年 3 月 1 日、番号 5 につきましては、令和元年 5 月 20 日から令和 3 年 3 月 30 日となっております。以上です。

◆議 長 (福留会長)

その他でございますが、何かございませんか。無いようでございますので、以上で本定例会に付議されました議案は、すべて終了いたしました。

令和元年 5 月 10 日

議 長 福留宣彦

署名委員 芝 順子

署名委員 山 本 官